

各消防本部（局）保険事務担当者 様
消防職員賠償責任保険ご加入者 様

一般財団法人全国消防協会

救急救命士による新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務に
関する賠償責任保険の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と救急救命士によるワクチン接種業務が可能になったことを踏まえ、下記のとおり救急救命士による新型コロナウイルスのワクチン接種業務に関する補償を拡大することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象となる保険

- (1) 消防業務賠償責任保険の救急救命士特別約款
- (2) 消防職員賠償責任保険

2 拡大内容

- (1) 消防業務賠償責任保険の救急救命士特別約款

「消防業務賠償責任保険」の救急救命士特別約款における補償対象となる救急救命業務について、約款上は、「日本国内において救急救命士の資格に基づき、病院または診療所に搬送するまでの間に傷病者に対して救急救命処置を行う業務」と定義しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務を救急救命士も担っていく通知（令和3年6月4日厚生労働省『新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について』）が発令されたことを受けて、救急救命士のワクチン接種業務においても「対象業務」として取り扱い、賠償責任保険金等をお支払いいたします。

- (2) 消防職員賠償責任保険

「消防職員賠償責任保険」の補償対象となる業務については、約款上「被保険者が公務員として行った行為」と定義しております。よって、令和3年6月4日に厚生労働省から発令された通知である『新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について』をもって、救急救命士のワクチン接種業務においても補償対象といたします。

3 その他

両保険制度において、本補償拡大による保険料の追徴はございません。